

第9回 変容の具体ケースから

今回は前回で示した変容の形と方向のモデルを具体例で検証します。少し専門的な議論も出てきますので、特にバックグラウンドを持っている読者以外は読み飛ばしてもけっこうです。

(1) 満期保有目的債券と売買目的有価証券

簿価の決まり方と簿価変動の相違

Q: 第7回では、異なる計算枠組みの特徴比較がでていましたね。

A: はい、その2つの計算枠組み比較(図表 3.1)を、ここでは満期保有目的債券と売買目的有価証券のケースでもって見てみましょう。図表 3.4 は両者の簿価の決まり方とその変動(期間差額)の相違を示したものです。

図表 3.4 簿価変動の相違

(ワープロで描くのは難しい図なので、雑誌『会計』03年1月号の拙稿「企業会計のハイブリッド構造」7ページの図表1を参照)

Q: 簿価変動のあり方が異なっている、ということですか？

A: そうです。この2つの簿価変動のあり方を比較することで、先の特徴比較がより具体的に理解されると思います。

まず左に示されている満期保有目的債券ですが、額面額と購入額との差額が金利調整であるときその差額は「償却原価法」で期間配分されますね。そのさい、原則法である「利息法」を用いると、実は、簿価は実効利率(契約利率に金利調整を加味した実質金利)による割引現在価値(PV)になります¹。

これが伝統的な配分計算での割引現在価値計算の1つの事例です。そして、その計算における分母の実効利率は固定されています。この点が、すぐ後でみる売買目的有価証券のケースとは異なります。同じくPVといっても、その性格は異なりますので記号上、PVの上に「-」と「~」を付して区分していますので注意して下さい。

また、もう1つ重要な点は期首簿価に利息法による当期利息が加減されて期末簿価になるという点です。売買目的有価証券のように、期末簿価が自立的、自足的に決まるのではないということです。

Q: では、売買目的有価証券の簿価のあり方は？

A: ここでの簿価決定は先の満期保有目的債券に比べて簡単です。なぜなら、その時点での時価を付すだけで、償却原価法のような会計配分の手続きは不要だからです。

¹ 詳しくは、拙稿「企業会計のハイブリッド構造」(『会計』03年1月号)参照。

重要な点は、期末簿価(時価)と期首簿価(時価)との差額が評価損益となるのであって(ストック評価額の2時点差額=評価損益)、期首簿価に評価損益が加減されて期末簿価が決まる(期首ストック額+評価損益=期末ストック額)のではないという点です。

時価評価損益に事前の配分ルールはある?

Q: 満期保有目的債券ではPV計算がなされても、あくまで「利息法」という配分ルールによって簿価が計算されると言うことですね。これに対し、売買目的有価証券では単に測定時点での時価だと?

A: そうです。売買目的有価証券に関してもう1つ重要な点は、その時価評価損益に事前の配分ルールはないという点です。なぜないかといえば、将来キャッシュ・フローが確定しない、あるいは合理的に見積もることができない、という点に見出せます。

Q: 売買目的有価証券の簿価は市場価格で決まるだけですね。

A: 市場価格がある場合はその市場価格(時価)、市場価格がない場合は割引現在価値で評価されます。前者の市場価格は効率的市場では競争によって割引現在価値に収斂するといえます。

すでにみたように、満期保有目的債券の簿価も「利息法」を用いたときは、その計算時点での将来キャッシュ・フローの(当初の実効利率)による割引現在価値になります。したがって、ともに簿価は割引現在価値になります。

しかし、ここで注意すべき点があります。すなわち、売買目的有価証券の場合は文字どおりその時点でリセットされた現在価値であり、その時点でのすべての新しい情報や仮定を織り込んだものです。しかし、満期保有目的債券の場合は割引現在価値計算を行ってはいませんが、それは時価測定を行っているのではないという点です。

Q: 同じくPVでも、方や配分ルール、方や時価による再測定?

A: そうです。端的に言って、配分計算と時価(再)測定の違いです。償却原価が配分計算に基づいていることは、金利調整額を「利息法」ではなく「定額法」(均等配分)で配分すれば、償却原価(簿価)は割引現在価値ではなくなることでわかります。

利息法であれ定額法であれ、各期末時点での新たな情報による再測定を行っているのではなく、あくまで当初認識時の計算基礎をふまえた会計配分を行っているのです。両者は、単に配分方法の相違にすぎません。

Q: なるほど。

A: さらに経済学的にみれば、株式に代表される売買目的有価証券では各時点で想定される元本価値(としての時価)そのものが変動しているといえます。それは(元本が変動しない)満期保有目的債券での利息配分(増価ないし減価)による簿価変動とは経済学的に性質の異なる変動であると言えますね。

(2) 退職給付費用と減価償却

2つ目のケースは退職給付費用(年金費用)と減価償却です。特に、両者を会計計算の枠組み(配分思考と評価思考)から比較してみます。計算構造の「同型性」を見ると言う点がポイントになります。

異なる会計ルール間の同型性

Q: 「同型性」と言いますと?

A: 一般に、一見異なる会計ルール間になんらかの共通性あるいは同型性を見つけること、このことはたんにその会計ルールの理解にとって有効だけでなく、会計ルールの妥当性の判断、すなわち会計ルール間の整合性、ひいては計算枠組みの理解にとって重要です。ここに、異なる会計ルール間に計算構造の同型性を見出すことの意味があると言えます。

Q: 配分と評価の会計思考の観点から、と言われましたが?

A: はい。第7回の講義では、「配分」からあらたな「評価」への今日的な“逆転換”についてみましたね(図表3.3参照)。ここでは、その2つの会計思考にてらして、年金費用と減価償却のケースでもって、今日的変容のあり方をみてみたいと思います。

また、前回の第8回では変容のステージ2、すなわち計算系 の非金融資産系への浸透について述べましたね(図表3.4のイからロ)。今日の退職給付会計(年金会計)での年金費用のとらえ方が、そのことにかかわってきます。

配分計算の枠組み

Q: 年金費用と減価償却との間に同型性が?

A: 事業用固定資産も年金債務も、ともにそれぞれ事業用に固定された資産であり負債です。そして、キャッシュフロー(支出)の配分という観点からは、減価償却が確定した過去キャッシュ・フローの期間配分(繰延配分)であるのに対し、年金費用は未確定の将来キャッシュ・フローの期間配分(見越ないし引当配分)であるといえます。

Q: 第6回の会計配分の基本モデルでも出てきましたね。

A: そうです。費用と資産・負債の関係は、前者すなわち減価償却と資産簿価の関係では、過去支出であるがゆえに、配分(費用)と未配分(繰延配分としての資産)の関係であり、後者すなわち年金費用と年金債務の関係は、将来支出であるがゆえに、見越ないし引当配分としての費用とその累積としての負債となります。

ここにキャッシュ・フロー、その発生主義および配分に基づく収益・費用(フロー)、そして資産・負債(ストック)の相互規定という伝統的な関係性があります(図表3.5のイとaの対応)。

図表3.5 年金費用と減価償却 - 配分と評価 -

配分と評価 長期負債・資産	配分計算		価値評価
年金費用 (事業用固定負債)	(イ)引当配分	(ロ)PV計算 (配分計算説)	(ハ)PV計算 (時価測定説)
減価償却 (事業用固定資産)	(a)規則償却	(b)利息法 (利子率固定)	(c)PVの期間差額 (利子率変動)

Q: 図表の(ロ)と(b)の対応は何を示していますか?

A: 幾分専門的になりますが、減価償却にも利息法に該当する償却方法が考えられます。いわゆる「償却基金法」(減債基金法)や「年金法」とよばれる減価償却がそれです。年金法は名目投下資本(取得原価=名目資本)のみならずその利子分も回収計算に組み込む財務的な償却方法と言えます。

ちなみに、利息法は何らかのかたちで確定しているキャッシュフローの配分計算の1つの方法ですから、取得原価プラス利子分を減価償却の対象にする「年金法」は、その意味で利息法の変形とも言えます。これに対し「償却基金法」での償却額の合計は元利合計に等しくなる方法であり、その点で、キャッシュフローを元本と利子に分解する利息法に合致していると言えます。しかし、いずれも財務的観点からの減価償却の方法といえる。前に議論した、「会計と財務の交錯」です。

図表3.5のロとbは、こうした事業用固定資産での利息法に相当する減価償却と、年金債務での年金費用との間に1つのアナロジーを見ることも可能だ、ということを示しています。

価値評価の枠組み

Q: では、配分計算に対する価値評価についてお願いします。

A: はい。さらに、ここで減価償却を価値評価の観点から捉えてみましょう。すなわち、期末時点でPV(ないし時価)を再計算し、期首時点でのPVとの差額として減価償却を捉えるということです。利息法の減価償却では利子率が固定されていましたが、ここでは特定時点での価値評価を行うので、割引現在価値計算にその時点での利子率が用いられます。したがって、そこでは配分計算を志向したものではなく、あくまで価値評価を志向したものであり、したがって、そこでのフローとは言えば、あくまでストックの価値評価額差額となります²。

Q: 先の“究極の変容”、“変容の最後の砦”で出てきた点ですね。では、(ハ)と(c)との対応は?

A: この減価償却の捉え方は、実は、年金債務の時価測定説の捉え方と共通すると言え

² 経済的減価償却はその1つの償却方法といえる。前掲拙著『時価会計の基本問題』第6章補論6.1(161-62頁)参照。

ます³。それを示したのが、図表5のcとハです。

言うまでもありませんが、減価償却の実務ではc P Vの期間差額はいうにおよばず、先のb利息法の減価償却も基本的に行われていません。にもかかわらず、年金債務を事業用(事業に拘束された)固定負債とみたとき、そこでは事業用固定資産の減価償却でのbとcの方法にそれぞれ対応するロ、ハが現に行われるようになったと言えます。

Q: 減価償却は(a)のままなのに、年金費用の方は(イ)から(ロ)、(ハ)に変わってきたということですか?

A: 以前の議論でもみたように、これまでの退職給与引当金としての配分方法(引当配分)は、減価償却でのa規則償却(定額・定率法など)の配分方法(繰延配分)と同じ枠組みですが、それが今日、ロあるいはハへと変容してきているわけです。

事業用固定資産も年金債務も、それぞれ事業用に固定された資産であり負債であるという意味で、両者は共通の性格をもつといえます。にもかかわらず、年金債務にだけ、なぜイからロでの配分計算あるいはハの価値評価へという変容がなされたのでしょうか。これが、大きな問題意識です。

配分計算の象徴としての減価償却

Q: そのような変容を認めるなら、減価償却にもということですか?

A: そうです。仮にこの年金会計のイからロあるいはハへの変容を是とするなら、そしてそれと整合する固定資産会計の変容の形を求めるなら、減価償却にもaからbないしcへの同様の変容が求められると言えます。

すでに述べたように、仮に減価償却がc P Vの期間差額として捉えられるようになるなら、減価償却が配分計算の象徴的存在であるだけに、企業会計の全体はもはや異種併存の形ではなく価値評価思考に根ざす会計ルールで覆われることになるといえます。その意味で、減価償却のあり方いかんが、配分計算から価値評価への変容の“最後の砦”になると言えますね。もっとも最後の砦という意味合いは、すでに述べたとおりですが。

(3) 税効果会計と貸倒懸念債権

3つ目に、税効果会計と貸倒懸念債権のケースを取り上げます。2つの異なる計算系の「交錯」のケースとして議論してみましょう。

税効果会計の2つの会計方法

Q: では、まず税効果会計について。

A: 税効果会計の方法には2つの方法、すなわち「繰延法」と「資産負債法」があります。「...税効果会計基準が適用される前の税効果会計の実務では、主に繰延法が適用されて

³ 詳しくは、前掲拙稿「年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容」第2節参照。

いた」(日本公認会計協会[2001]33項)と述べられているように、前者が従来の方法であり、後者が文字通り資産・負債観に基づくあらたな方法と言えます。

Q: 「繰延法」と「資産負債法」との基本的な違いは?

A: 両者の相違点を、次のように要約してみましょう。

イ 繰延法: フロー見地にたつ

会計上の収益・費用の金額と税務上の益金・損金との差異

当該差異に対する前払(後払)税金部分を将来期間に繰延配分

ロ 資産負債法: スtock見地にたつ

会計上の資産・負債の金額と税務上の資産・負債金額との差異

会計上の資産・負債が将来回収・決済されるとき解消され、税金を減額・増額させる効果がある場合

注意すべきは、「繰延法」ではあくまで適正な期間損益計算の見地(フローの見地)から資産・負債が計上され、その逆ではないという点です。つまり、重要な相違点は、繰延法では繰延税金資産・負債が期間損益計算の観点からいわば結果として出てくるのに対し、逆に「資産負債法」では結果としてではなく、むしろ資産・負債(税金を減額・増額させる効果)が先に定義されているという点です(stockの見地)。

Q: 第1回目の議論を思い出しました。そこでは、フロー(費用配分)がstock(資産、負債)を決めるという議論をしましたね。

A: そうです。そこでの配分のロジックです。目に見える様々な具体ケースの基礎に、目に見えないロジック、それもたった1つのロジックを見つけることが重要ですね。サイエンスの眼、慧眼です。そのような学習の仕方が大切です。もう少し言えば、実態開示とか財務透明性を志向する会計では、そうしたロジックは不要と言えますね。

計算基点の相違

Q: ところで、資産・負債法は「時価会計」ですか?

A: この点は、税効果会計に適用される税率の扱いの相違に着目することがヒントになるように思います。すなわち、前者では「期間差異が発生した年度の課税所得に適用された税率」(計算の基点が当初認識時)であるのに対し、後者では「一時差異が解消される将来の年度に適用される税率」(ある種の時価測定)の相違です。ここで、第7回で議論した計算の基点の相違、という点を思い出して下さい。

貸倒懸念債権に関する2つの会計方法

Q: では、次に貸倒懸念債権についてお願いします。ここにも、2つの方法がありますね。

A: はい。貸倒懸念債権は一般債権と破産更生債権等との中間に位置するものですが、その会計方法にも2つの方法があります。すなわち、「キャッシュ・フロー見積法」と「財務内容評価法」です。

Q: その基本的な相違は?

A: 結論を先に言えば、前者はあくまで会計配分の見地(配分計画の修正)にたつ方法であるのに対し、後者は価値評価の見地(資産価値の修正: 担保処分額 + 保証回収見込額 + それ以外の回収見込額)にたつ方法と言えます。

- イ キャッシュ・フロー見積法: フロー見地
会計配分(配分計画の修正)の見地に立脚する方法
- ロ 財務内容評価法: ストック見地
ストックの価値評価(資産価値の修正)の見地に立脚する方法

2つの見地

Q: やはり、「配分」vs.「評価」ですか?

A: そうです。重要な相違点は、「キャッシュ・フロー見積法」が担保処分というストック見地ではなく、債務者の収益を回収原資にするというフロー見地に立っている点です。その点は、債権評価の計算にあたり割引率はその時点の市場利率ではなく、あくまで当初の約定利率でもって割引現在価値を計算する点に現れています。

Q: 財務内容評価法は計算系 だということですか?

A: この当初認識時の約定利率が用いられる点は、測定時点での利率が用いられる時価測定との大きな相違点といえます。この点は、先にみた税効果会計に適用される税率の扱いの相違点と共通します。ここでも、計算の基点の相違が重要です。この点で、計算系 に属する方法と言えますね。

以上を要約しておきましょう。図表3.6のとおりです。

図表 3.6 繰延税金資産と貸倒懸念債権 - 2つの見地 -

	フロー見地	ストック見地
繰延税金資産	繰延法	資産負債法
貸倒懸念債権	キャッシュ・フロー見積法	財務内容評価法
	計算系 (当初認識時)	計算系 (特定時点)

(4) 損益計算書の変容

今日の企業会計の変容は、損益計算書の全面見直し(業績報告に関するIASB案)のなかに、ある意味で象徴的に現れています。そこで、この点をこれまでの議論とのかかわりでみておきたいと思います。

再測定前と再測定の2区分: その意味合い

Q: 損益計算書の全面見直しとということですが?

A: 財務業績報告すなわち損益計算書の様式が、特に投資家の将来予測に資するという観点から、全面的に見直されようとしています。何が財務業績かに関する今日の変容が、損益計算書の様式の変容として現れてきているわけで、その1つの契機が今日的な時価会計の浸透であると言えます。

Q: 業績報告に関するIASB案とは?

A: 金融商品に関する新たな会計基準設定に典型的にみられるように、金融資産・負債にかかわる業績評価がいわば“自律化”の方向になってきています。このことは、前回の第8回でもみましたね。そのことは財・サービスの生産販売という実物経済にかかわる業績評価とどのような再構成のもとで新たな業績評価システムが展開される、この点が1つの課題になると言えます。

特に、IASBは今後の検討議題のなかで、保険会計、企業結合、株式報酬制度とともに業績報告が主要な議題の1つとして取り上げられています。その案では、2行2列区分方式をとっているのが注目されます(図表3.7参照)。

図表 3.7 損益計算書の変容 - 2行2列の報告様式

	再測定前利益	再測定	合計
営業			XXX
金融			XXX
	XXx	XXx	XXX(包括利益)

Q: ヨコとタテの2区分になっていますが、議論のポイントは?

A: ヨコ(行)の営業(business)と金融(finance)の2区分軸、すなわち経済活動の基本的相違はこれまでの議論からも理解できそうですが、特にタテ(列)の2区分の基準が何であるかが1つの論点になります。

特に、これまでの「配分」と「評価」の関係の議論ともかかわって、「再測定前利益」(income before re-measurement)と「再測定」(re-measurement)の2区分の意味するものが何であるかが重要だと言えます。

いわゆる資産・負債観での(ストックの)「再測定」は理解できますが、実現・配分・対

応を基礎にした従来の収益・費用観に基づく利益計算(フロー)に、配分の「修正」はあっても「再測定」の概念はなじまないように思われます。

コラム1の名称が以前は「インカムフロー」であっただけに、それと変更後の「再測定前利益」とを比較すれば、端的に言って、その背景に資産・負債観の全面的適用という発想が垣間見えるように思われます。

3つのケースにみる新たな業績報告の形

Q: なにか具体ケースでご説明できますか?

A: では、ここで特に3つのケースを取り上げてみましょう(図表3.8参照)。

図表3.8 再測定前利益と再測定 - 3つのケース -

ケース \ 再測定の前	(1)再測定前利益	(2)再測定
トレーディング目的有価証券		評価損益
事業用固定資産	減価償却	減損
年金債務	年金費用	数理計算上の差異など

Q: で減損が再測定になっていますが?

A: その前に、 のトレーディング目的有価証券の評価損益ですが、これまでの議論からしても、それがストック評価の再測定であるという点で理解できますね。問題は、言われるとおり、 の事業用固定資産です。減価償却の位置は問題ないですが、減損が再測定になっていますね。特に、それがトレーディング目的有価証券での再測定と同じ性格なのかどうか、大いに検討の余地がありそうです。それに、そもそも減価償却がフロー配分計算の典型例であるだけに、なぜ「再測定」の「前」の利益計算なのでしょう。これが問題です。

Q: では、 の年金債務に関してはどうですか?

A: 再測定のコラムには、負債の再測定(フレッシュ・スタート)に起因する、文字通り「再測定」といえる項目(数理計算上の差異など)が配置されています。その点は十分理解できますね。

問題は年金費用のとらえ方です。すでに議論したように、年金費用が年金債務(ストック評価額)の当期増加額であり、しかもそのストック評価額が割引現在価値計算による時価測定であるとするれば、「再測定」に入ることも考えられるように思えるからである。

コラム1の変更前の名称は「インカムフロー」でした。その名称が示唆するように、それが評価ではなく何らかの配分思考を基礎にしているとするれば、年金債務の時価評価およびその期間差額としての年金費用のとらえ方は、配分にはなじまないとらえ方のように思えます。

何をどう包括するか: 計算と開示の問題

Q: 図表 3.7 に示されていますが、再測定前利益と再測定利益から構成される包括利益についてはどうですか?

A: IASB 案の包括利益(再測定前利益+再測定)を、アメリカの FASB、イギリスの ASB と対比して示してみましよう(図表 3.9)。「再測定前」と「再測定」の2区分が、純利益とそうでない利益の2区分志向から脱却していることがわかります。

図表 3.9 包括利益の包括性 - 何をどう包括するか -

	業績報告
アメリカ (FASB)	純利益 + その他の包括利益
イギリス (ASB)	純利益 + 総認識利得損失
国際会計基準審議会 (IASB)	再測定前利益 + 再測定

Q: 純利益がなくなるということでしょうか?

A: わが国はこの純利益が消滅する業績報告のあり方に強く反対しています。今後これをめぐる論議が大きな論点になることは間違いないでしょう。そのさい、何をどう包括するか、包括利益のいわば「包括性を問う」ことが重要だと思われれます。

Q: 投資決定に役立つ会計情報の提供という面が強くていいのではないですか?

A: 逆に言えば、計算構造論的基礎や視点がどこにあるかという問題になりますね。というのは、「再測定前利益」と「再測定」というコラムの2区分は、明確な概念に基礎づけられたものかどうか疑問だからです。特に、資本・利益概念や計算構造に基礎づけられたものかどうか、その理論的土台の問題性が指摘されます。そのことは、総合計の「包括利益」という業績概念そのものに現れています。

そこには、言われるとおり、そうした理論的土台よりも、なによりも投資家の意思決定に資するという有用性志向およびそこから出てくる開示志向が現れています。「再測定前」と「再測定」とを comprehensive するという包括利益には、利益概念としてその計算構造的論拠がどこにあるか、必ずしも明らかでないのです。

(以上、06年8月)